

## 鳥取県新型コロナウイルス感染症回復患者退院受入促進事業費補助金（社会福祉施設分）交付要綱

### （趣旨）

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）

第4条の規定に基づき、鳥取県新型コロナウイルス感染症回復患者退院受入促進事業費補助金（社会福祉施設分）（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### （交付目的）

第2条 本補助金は、新型コロナウイルス感染症から回復した患者の社会福祉施設等への速やかな受入れを支援することにより、医療機関における患者の滞留を防止、改善することを目的とする。

### （補助金の交付）

第3条 県は、第2条の目的の達成に資するため、補助事業に要する別表第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う同表第2欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、別表第3欄に掲げる補助対象患者を受け入れた人数に、同表第4欄に定める補助単価額を乗じて算出した額とする。

### （交付申請の時期等）

第4条 規則第5条第1項の交付申請は、別途、施設等を所管する担当課長が定める期日までに行わなければならない。なお、規則第5条第1項の申請書は様式第1号及び様式第1-1号によるものとする。

2 規則第5条第2号及び規則第17条第2項第2号に掲げる書類は、不要とする。

### （交付決定及び交付額確定の時期等）

第5条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から起算して30日以内に行うものとし、規則第18条第1項の規定による交付額の確定と併せて行うこととする。

2 本補助金の交付決定及び交付額確定の通知は、様式第2号によるものとする。

### （実績報告の省略等）

第6条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、第4条の申請書の提出をもって報告があったものとみなす。

### （雑 則）

第7条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、別に定める。

### 附 則

この要綱は、令和4年8月30日から施行し、令和4年8月23日の事業から適用する。

この要綱は、令和5年1月12日から施行する

別表（第3条関係）

1 補助事業	2 実施主体	3 補助対象患者（補助要件）	4 補助単価額
新型コロナウイルス感染症回復患者退院受入促進事業（社会福祉施設分）	<p>次に掲げる県内に所在する社会福祉施設等を運営する法人等</p> <p>1 高齢者施設 短期入所生活介護・療養介護、特定施設入居者生活介護、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、看護小規模多機能型居宅介護（上記に対応する予防給付、総合事業があるサービスについてはそれも含む）、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、生活支援ハウス</p> <p>2 障がい者・障がい児施設 施設入所支援、短期入所、共同生活援助、療養介護、宿泊型自立訓練、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設</p>	<p>新型コロナウイルス感染症により入院協力医療機関に入院した患者を、PCR検査陰性化確認前に受け入れた場合</p> <p>(1) 入院前施設と同一法人の施設に入所した患者</p> <p>(2) 入院前が在宅又は異なる法人の施設に入所した患者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入院協力医療機関と同一法人の介護医療院、介護療養型医療施設、療養介護事業所、医療型障害児入所施設及び医療型短期入所事業所への退院は対象外とする。</li> <li>・入院協力医療機関とは、県が定める新型コロナウイルス感染症の保健・医療提供体制確保計画において、県が確保した新型コロナウイルス感染症患者等を入院させる医療機関を言う。</li> </ul>	<p>(1) 1名当たり 200千円</p> <p>(2) 1名当たり 400千円</p>

